

令和2年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会

令和2年11月20日

東京都庁第一本庁舎 16階特別会議室S4

【高柳契約調整技術担当課長】 おはようございます。少しお時間早いですけれども、先生方含め皆様方そろいましたので、時間先立ってですが開始したいと思います。よろしいでしょうか。

【若林部会長】 よろしくお祈いします。

【新田見契約調整担当課長】 それではこれより、令和2年度、東京都入札監視委員会第1回第一監視部会を開催いたします。私は財務局契約調整担当の新田見でございます。本日の進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお祈いいたします。

それでは初めに、財務局経理部長の古川より御挨拶申し上げます。

【古川経理部長】 経理部長の古川でございます。私、4月に着任いたしました。新型コロナの関係もございまして、部会長初め、委員の皆様にも御挨拶できておりませんでした。どうぞよろしくお祈いいたします。

本日は東京都の入札契約の手續等につきまして、公正性や透明性、そういったものを確保していくために、若林部会長初め委員の皆様のご専門的な見地から、さまざまな御意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお祈いいたします。

【新田見契約調整担当課長】 本監視部会は新型コロナの影響によりまして、今年の上半期は入札審議を行うことができませんでしたので、本日は第一監視部会の上半期の対象でございます令和元年度の第1四半期と、第3四半期に発注した工事の両方について御審議いただきます。

なお、今回初めてのオンライン開催ということで、何分、進行に不慣れな点もあるかもしれませんが、何とぞ御容赦、御理解いただきますとともに、改善点等、御意見ございましたらぜひとも事務局までお話をいただくと幸いです。

それでは、出席者及び定足数の確認に入らせていただきます。

本日、御出席いただいております委員及び東京都の職員の出席者につきましては、配付資料のとおりでございまして、紹介は割愛させていただきます。なお、本日の審議につきましては、各事業執行局の職員も出席させていただきます。

次に定足数の御報告をいたします。

当第一監視部会は、現在は4名の委員によって構成されており、審議の議決は東京都入札監視委員会設置要綱第7条第6項の規定によりまして、委員の半数以上の出席がなければ審議を開き、議決できないこととなっております。本日は4名の委員、皆様に出席していただいておりますので、当部会は有効に成立していることを御報告させていただきます。

次に、本日の議事進行役についてでございますが、若林部会長にお願いしたいと存じますが、皆様、よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【新田見契約調整担当課長】 それでは若林部会長、よろしくお願いいたします。

【若林部会長】 皆様、おはようございます。今年はコロナの影響で事務局の皆様も大変な御苦勞をされたことと存じます。そのような中、本日の開催まで御尽力いただき、まことにありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは本日の議事進行と資料について、事務局から説明をお願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長の高柳です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事進行につきまして、簡単に御説明申し上げます。まず、当委員会設置要綱第2条第1号に基づく定例審議といたしまして、令和元年度の第1及び第3四半期に契約した工事について御審議いただきます。議案は3つでございます。

引き続きまして、本日、お手元に配付いたしました資料について確認させていただきます。本日の資料は、まず紙で御用意したものがA4縦の次第一式と、「定例審議対象事案の抽出について」というA4横の資料1枚。こちらに本日の定例審議案件の一覧がございます。定例審議の1から議案6については、事前に委員の皆様にお送りしております。資料の不足等はありませんでしょうか。

なお、資料は本日の委員の皆様限りでございましてとさせていただきます。本日の部会終了後もお取り扱いには十分ご注意くださいよう、お願い申し上げます。

それでは若林部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【若林部会長】 ありがとうございます。それではまず、この後、審議を予定している定例審議の事案について、資料1に沿って説明させていただきます。

令和2年3月に開催された、令和元年度第2回入札監視委員会において、令和2年度の定例審議の対象案件の抽出方針は、契約金額が高額な事案、高落札率の事案、1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案、同一事業者による長期継続受注議案、社会的に注目されている事案及び委員会あるいは部会が必要と認めたものと決定されました。

これを受け、当第一監視部会では、具体的な抽出方法として、高額・高落札率の事案については、高い順に上位100件の中から抽出すること、社会的注目事案については新聞や雑誌で取り上げられた案件の中から抽出すること、1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案、長期継続受注事案については、該当する全案件の中から抽出することとし、また、各委員がそれぞれ事案を抽出した上で、その中から最終的な審議対象事案を部会長が決定すると決めております。

こうして最終的に決定した事案が資料1に記載した事案となっておりますので、審議に当たり、いま一度御確認をお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。審議については個人情報や法人等の情報の保護のため非公開とし、後日、審議概要及び議事録を東京都財務局ホームページに掲載する予定です。では、取材等の方は御退席をお願いいたします。

(記者等退室)

(水道局入室)

【若林部会長】 皆様、おそろいでしょうか。それではまず、議案1の審議を始めたいと思いますので、準備の上、説明をお願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案1の事業所管局であります、水道局の出席者を紹介させていただきます。

【草野契約課長】 水道局、経理部契約課長の草野でございます。よろしくお願いいたします。

【成田施設設計課長】 水道局、建設部施設設計課長の成田と申します。よろしくお願いいたします。

【谷口工務課長】 水道局、建設部工務課長の谷口と申します。よろしくお願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは議案1をごらんください。高額・高落札事案として抽出されました案件で、件名は「村山上貯水池堤体強化工事」です。本件は、一般競争入札により発注を行ったものであり、希望、氏名、応札、全て2者で落札率は97.7%となっております。工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。説明は以上でございます。

【若林部会長】 御説明、ありがとうございます。本件を含め、本日審議する各事案の内容については、事前に事務局から説明を受けているところです。

それでは本事案について、質問や意見のある委員をお願いいたします。

木下委員、お願いします。

【木下委員】 委員の木下でございます。

この案件については高額・高落札であるだけでなく、さらにその後、工事の内容に伴って4回の変更があり、結局、予定価格を上回る価格まで価格が変更されているように思いますが、4回の契約金額変更の経緯について、詳しく説明をお願いしたいと思います。

【成田施設設計課長】 水道局の施設設計課長の成田と申します。私のほうからお答えいたします。

4回変更を行っております。その細かい内容につきまして、1回目の変更ですが、こちらにつきましては労務単価の増額変更ということで、当初設計が旧労務単価を用いて積算をしていたという中で、新たな労務単価設定がございましたので、それに基づきまして変更を行ったということでございます。

2回目の変更につきましては、消費税の変更ということでございます。令和元年10月に消費税が8%から10%に引き上げられたということで、これに伴いまして変更を行っております。

続いて、3回目の変更につきましては、こちらは条件変更ということになってございます。仮設工の変更ということで、本工事では歩行者、自転車の通行する歩道を切り回しするという事で、新たに仮設の横断歩道を設置するという件がございました。この内容につきまし

て、道路管理者及び交通管理者と現地の協議の結果、安全に配慮した追加の対策を実施するというような指示がありましたので、そちらに伴いまして変更を行ったものでございます。

続いて4回目の変更でございますが、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の中で、工事の一時中止の意向確認ということを行ってございます。受注者のほうから一時中止の希望があったということで、これに伴いまして、この中止期間の経費ということです。

こちらのほうを変更しているということで、計4回の変更を行ってございます。以上になります。

【木下委員】 ありがとうございます。この案件は工事も大型で契約の締結の日から970日、約4年近い工期ということになると思うのです。

そういたしますと、今後も労務単価の上昇とか、今回のようなコロナの影響などで変更というのはやむを得ず発生する可能性はあるのでしょうか。要するに、最初に高額・高落札であり、さらに工事の高額化というのが想定され得るものなのかどうかをお答えください。

【成田施設設計課長】 設計施設課長成田と申します。私のほうからお答えいたします。

今、委員のほうからありました労務単価につきましては、国土交通省が設定しておりますので、そちらのほうの設定が今後発生する場合は変更する可能性があると考えております。また、工事の中止につきましては、現在、緊急事態宣言という中での工事中止というような指示は来ておりません。今後そういう指示がございましたら、同様なことがある可能性もあると考えてございます。以上になります。

【若林部会長】 木下委員、追加の質問はよろしいでしょうか。

【木下委員】 はい。

【若林部会長】 ほかの委員の方、いかがでしょうか。

森岡委員、お願いします。

【森岡委員】 森岡でございます。

この件、入札において大成・岩田が札を入れたけれども、低入札調査ということになって、結果として調査票等の提出がなかったとなっているのですが、これは水道局に伺うべきことかどうか分からないのですが、低入札調査となった場合に、このようなかたちで調査票等の提出がないということは間々あるものなのですか。あるとして、どういう事情でそうなるのかということを知っていたら教えていただきたいです。

【高柳契約調整技術担当課長】 今の森岡委員の御質問に回答したいと思います。

低入札調査制度、一定の基準価格以下を下回った場合にはこの制度が対象となるということでございますが、本件のように辞退するというケースはそれなりにございます。基本的には、やはり落札、札を入れたのちに、そこでさまざまな資料を短期間で用意していくというようなこととなります。その上で我々が出てきたものを持ちながら審査をしていくということになるのですが、発注者だけでなく受注者もそれなりの負担があるという制度でございまして、そのような中から低入になった場合には、その制度を用いて、さらに調査を行

う判断をしないという受注者もそれなりに多くいる状況でございます。

御回答としては以上でございます。

【森岡委員】 ありがとうございます。内容が、具体的なものが全然わからないのですが、端的に言うと、過度な負担になっていて、もう低入調査が入ったらとても対応できないというようなものが要求されているのか、それとも普通に積算して入札をしていけば、それほど大変ではないというものなのかがわからないのですが、実際、どうなのでしょう。

【高柳契約調整技術担当課長】 東京都の低入調査ですが、受注した側にも積算した内訳書、あるいはその内訳書の根拠となる見積書というものを出示していただいております。その見積書等が例えば法定福利費ですとか、法的に必要なものが含まれていないようなものを確認していくというものになってございまして、東京都だけが非常に厳しく資料をたくさんとかということではございません。ただし、どうしても資料を出示していただかなければいけないということがございますので、受注者側がそのような資料の整理やそのあたりの負担を考えて判断をしていくものだと考えております。

【森岡委員】 ありがとうございます。逆に言うと、札を入れる時点ではそこまでの細かい役所の基準での見積もり項目というか、そういうものは用意していないのが普通ということなのですか。

【高柳契約調整技術担当課長】 我々としては、項目自体は我々と同じというものもあるのですが、基本的には受注者側が自分たちの側で積算をしたものをもって、通常の高入とかではない場合は確認をしていくということでございます。一方で低入になった場合は、我々もその金額をしっかりと比較して妥当性を確認していくという意味もありまして、しっかりと整理していただかなければいけないという負担が発生するのは事実でございます。

【森岡委員】 ありがとうございます。あと、制度部会の話もあるのでしょうか、都としては低くて妥当な工事をしてもらえるのなら、それは受けてもらったほうが多分いいはずで、それが負担感があるというだけで断られると何かもったいないという気が若干したものですから、そういうことは今後検討する余地があるのかしらと。

済みません、実態をきちんと存じ上げないで申し上げていますので、的外れなのかもしれません。多分、会社内部での項目というか積算の積み方と、役所に提出しなければいけない項目立てが多分違うということもあるのだらうとは思っているので、内容としてダンピングというか、下請を泣かせてやっているわけではないけれども大変だから出さないというのは少しもったいないと思いました。済みません、感想程度のことでございます。

【若林部会長】 ありがとうございます。

小見委員、御意見ございますでしょうか。

【荒山契約調整担当課長】 小見先生、お話をされているようですが、音が聞こえませんのでマイクをオンにして御発言をお願いいたします。

【若林部会長】 済みません、まだ聞こえないようです。

【荒山契約調整担当課長】 端末の本体のほうの音量が入っていないという可能性はあ

りますでしょうか。まだ入っておりません。

【小見委員】 いかがでしょうか。

【荒山契約調整担当課長】 今、入りました。

【小見委員】 申し訳ありません。それでは私のほうから質問させていただきます。

これは貯水池の堤体の安全性強化ということで始まっている工事ですが、これはその前にいつ頃同じような地震対策をされたことがあったのでしょうか。もともとこれは大正13年につくられたものと書いてありますが、この直近ではその前、いつ頃されたのかということが1つ。

それから今回のこれが終わってもまだしなければいけないことが残っているのか、もう全く、これをやれば未来永劫とはいいませんが、当面地震に対して安全なのかということをお聞きしたいと思います。

【成田施設設計課長】 施設設計課長の成田でございます。私のほうからお答えいたします。

最初の御質問ですが、村山上貯水池は大正13年に竣工してございまして、当時から今まで、堤体自体には特段手を入れたことはございません。ずっとこのままの状態に来ておりまして、今回、初めて耐震補強ということで工事を行うこととなります。

2点目の今後のお話でございますが、今回、堤体強化ということで、耐震補強をするということとなります。この盛土でございますが、今回20万立米の盛土を行いまして、今後、さらに追加ということは全く考えていない状況でして、この状態で長い間供用していくということとなります。

【小見委員】 ということは、大正13年から100年近くずっと今までこのままの状態で作られて、今回、やられているということですね。

【成田施設設計課長】 そうです。

【小見委員】 わかりました。ありがとうございます。

【若林部会長】 小見委員、追加の質問はよろしいでしょうか。

【小見委員】 はい。

【若林部会長】 そうしましたら、私から1点です。第3回も契約変更、木下委員からも御質問のあった変更の点ではあるのですが、そちらの変更の理由として、道路管理者と交通管理者から指示があつて安全対策を行ったということで、700万円以上の追加となったということですが。それはこの時期になって初めて、何かそれまでの方針と変わって、新たな視点からの安全対策などを行う必要性が生じたということなののでしょうか。質問の趣旨としては、道路管理者、交通管理者といっても、市と警察署と伺っているので、そのあたりがどういった安全対策を要求するかという話は、先に予想がつくものなのではないかと。そのため、この時点でどうしてこういった増加につながる変更に至ったのかという視点で少し伺いたいという趣旨です。

【成田施設設計課長】 施設設計課長成田でございます。私のほうからお答えいたします。

この安全対策ということでございますが、当然設計段階で道路管理者、それから交通管理者と十分協議は行ってございます。図面上の協議ということが主となってございまして、実際、現地で施工段階で確認していく中で、やはり少し危険なところがあるという中で、今回、特に自転車と歩行者で、しっかり自転車が減速する体制をとりましょうということがございまして、ガードパイプや、ガードレール等も設置しようということになってございます。

そのほかに実際に視界が少し悪い部分がございまして、現地で確認した中で、フェンスを撤去してクリアパネルを設置するとか、そういったことも行ってございます。やはり現地で詳細な確認というのがどうしても設計から施工段階に出てきてしまっているということでございまして、十分に調整は行っているのですが、こういう結果になっているということでございます。以上でございます。

【若林部会長】 ありがとうございます。そういったことが多々あるというか、その道路管理者などから追加で安全対策を求められることは、よくあることなのでしょうか。

【成田施設設計課長】 はい。今回の件もそうですが、こういったことはよく発生している状況でございます。以上です。

【若林部会長】 わかりました。よく発生するというのであれば、今回、金額がちょっと大きいというのがあって、何かその対応策というか設計段階でもう少しつめられないのかとか、あるいはその追加対策に対して、どういう対処、方法ですとかそういったかたちで何か対応策というのは御検討されていらっしゃるのでしょうか。

【成田施設設計課長】 施設設計課長、成田でございます。

当然、事前の調整の段階でできるだけ詰めるように行ってございまして、設計段階から何回も通うような、調整をする対応を行ってございます。以上です。

【若林部会長】 ありがとうございます。委員の皆様、ほかに追加の御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【若林部会長】 では一旦ここで本議案についてのまとめに入りたいと思います。

運用状況等について特に問題はないとのことであれば、今回改善等に係る意見の申し入れはせず、審議結果として、入札及び契約手続等が適正に運用されている等の報告を行うこととします。あるいは、何か改善の必要がある場合は、審議結果の報告を行うとともに、その改善等に係る意見について、知事に意見の具申を行うこととなります。

委員の皆さん、いかがでしょうか。御意見、ございますでしょうか。

森岡委員から低入札調査のあり方について御意見ございましたが、その改善方法等について何か御提案、御意見といったものはございますでしょうか。

【森岡委員】 森岡です。

具体的にどうあるべきかというのは、正直、私自身がこの実態をよく知らないのですが、この委員部会として何か申し上げるということではないと思いますが、どこかで今後、制度部会等の意見交換等、全体会等があれば、そういう場で低入についてより適切な改善が何かない

のかというお話を、どこかでできればなと思います。今回は個別の意見として述べるほどではないのかなと思います。中身自体、本件の実態がよくわかりませんので、そこまで述べるような話ではないかと思っております。

【若林部会長】 わかりました。ありがとうございます。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

(異議等なし)

【若林部会長】 では、御異議等がないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認し、特に改善にかかる具申は行わないこととさせていただきたいと思っております。

水道局の皆様、本日はありがとうございました。御退室、お願いいたします。

(水道局退室)

(下水道局入室)

【荒山契約調整担当課長】 契約調整担当課長の荒山です。

若林部会長、時々、御発言のときにマイクがうまく入ったり入らなかったりする場面がありますので、マイクのところの前に遮蔽物みたいなものがもしあるようでしたら、少しこうやっていただけるともしかすると聞きやすくなる感じがします。

【若林部会長】 わかりました、済みません。

【荒山契約調整担当課長】 よろしくお願いいたします。

【若林部会長】 皆様、おそろいでしょうか。

では続きまして、議案2の審議を始めたいと思っておりますので、準備の上、御説明をお願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案2の事業所管局でございます下水道局の出席者を紹介させていただきます。

【浦崎契約課長】 下水道局、契約課長の浦崎と申します。よろしくお願いいたします。

【川村設備設計課長】 同じく下水道局、設備設計課長の川村でございます。よろしく願いします。

【池田設備工事課長】 同じく下水道局、第一基幹施設再構築事務所、設備工事課長の池田です。よろしく願いします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは事務局から議案を説明させていただきたいと思っております。議案2をごらんください。

高額高落札事案及び1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は「令和元年、2年度光ファイバー通信情報管理設備工事」でございます。本件は、一般競争入札により発注を行ったものであり、希望2者、指名2者、応札1者で、落札率は99.98%となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。説明は以上です。

【若林部会長】 ありがとうございます。それでは本事案について、質問や意見のある委



員はお願いいたします。

木下委員、お願いします。

【木下委員】 御質問させていただきたいのですが、この案件は一応、2者希望が入って、最終的には1者辞退のために1者入札になったという案件です。しかも入札を予定していた会社は日立製作所と明電舎ということで、どちらも大規模工事に合わせて大企業なのですが、その明電舎の提出した辞退理由を見ると「見積金額が当初見込みより過大となったため」。つまり、相当高額でないと仕事ができないという予想から、多分入札を辞退したということになったと思うのです。

実際入札の経過を見ても、1者入札でありながら入札回数を4回やって、しかも4回、要するにぎりぎり金額を下げていって、最終99.何パーセントでしたか、非常に高落札ということになった。そもそも、発注者側の見積金額がこの業者の考えているものよりもやや過小だったのではないか、あるいは何かその設計上、非常に施工業者から見ると施工困難にするようなところがあったのではないかという点について、お考えを伺いたいと思います。

といいますのは、予定価格が事後公表でありながら見積金額が過大となったので辞退というのが、そこがまた矛盾するような感じがいたしまして、この辺の発注側の見積価格と事業者側の見積もりとが何かうまく合っていないところがあるのではないかという点について、御説明いただきたいと思います。以上です。

【川村設備設計課長】 設備設計課長、川村でございます。

設計金額は我々の下水道局の基準に基づいて積み上げを行っております。その中で、機器の部分など、そういったものはメーカーさんに見積もりを聴取いたしまして、設計金額を積み上げております。我々としては適切に、基準に沿って設計金額をはじき出したものでございます。以上です。

【木下委員】 事業者側がこうやって入札を辞退するとか、入札に応じたものの、結局4回の入札で切り下げていって、しかも99.幾つということからいうと、官側の適切に行っているという見積もりの考え方が実態と合っていないのではないかという点についてのお考えはありませんか。

【川村設備設計課長】 その点は我々も見積もりに、今回は具体的には見積もりは5者、それもいわゆる大手メーカー5者から見積もりを徴取いたしまして、それを我々なりに査定した結果やっております。高いか安い、実態と乖離しているかどうかというのは我々も常に考えておりますが、我々のできる範囲で見積もりをお通しして現状に合わせてということで設計しております。以上です。

【若林部会長】 木下委員、追加の御質問はよろしいでしょうか。

【木下委員】 はい。

【若林部会長】 ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

森岡委員、お願いします。

【森岡委員】 今の木下先生の話に関連というか、今の続きみたいのところですが。見積

もりをとられたというのは、機器に関するところということで、そうすると価格全体を構成するのは、その機器とあと工賃というか人工というか、そういう部分なのですか。もし開きがあるとすると、機械の値段なんてそんなに大きくは変わらないような気がするので、その人工的なのというか、工賃的な部分に差が出たということなのではないでしょうか。中身をわからないで申し上げております。

【川村設備設計課長】 言葉足らずで申し訳ないです。機器といいましても機器プラスシステムを今回構築するということですので、そのシステム構築の部分の見積もりで積み上げてございます。そういった部分で、工賃の部分もありますので、どこで乖離しているかというのは、実際のところ、我々では推測できないというのが現状でございます。以上です。

【森岡委員】 ありがとうございます。これ、この日立と明電舎にも見積もりを徴収しているのですよね。

【川村設備設計課長】 明電舎からもっております。

【森岡委員】 日立も。

【川村設備設計課長】 はい、日立もっております。

【森岡委員】 見積もりを出しておいて、なおずれるというところが木下先生も気にされたところだと思うのですが、少し不思議だなというのは正直、感じています。日立や明電舎が出した見積もりよりも低い金額で最終的には予定価格が決まったと、そんな感じになるのですか。

【川村設備設計課長】 そうです、我々のほうで精査した上で5者の見積もり及び過去の実績などを踏まえて、我々で精査した金額で設定金額を積み上げてございますので、そういった面で若干、低かったのかもしれませんが。

【森岡委員】 日立も相当刻んで入れてきて、ぎりぎりで落としたという感じなので、そこには何となく意思表示を感じるなど。そう簡単には落とせないぞという、官側の多分算出基準はある程度多分、大手でしたらわかっているはずですし、制度はよく見えているはずですが、それでもなおこれだけ繰り返したということは、我々は承服できないぞという意思表示なのかなと少し私などは勝手に思ったところです。日立クラスであれば見積もりをほぼ、予定価格が読めるのではないかという気がするものですから、自分で見積もりを出しているわけですし、少しそこがあれだなというところがございます。

あと、関連してですが、これはもともとの光ファイバーの工事、前年度以前も日立が受けているということでしたか。

【浦崎契約課長】 はい、そうです。敷設工事は別ですが、システムのほうは日立が全て行います。

【森岡委員】 ごめんなさい、少し今、聞こえにくくて。もう1回お願いできますか。

【浦崎契約課長】 日立製作所が受注しております。

【森岡委員】 何年度かずっと続いているような案件なのでしたか。

【浦崎契約課長】 昭和61年度から敷設工事を行いまして、その後、システムの構築を行ってございます。以上です。

【森岡委員】 そうすると、その1者入札というか、継続、長期受注のカテゴリにも実は入っていて、日立が初めに入れたので受けなければいけないということなのかわかりませんが、受けているのかなと。済みません、印象としては他者が入れなくても自分たちのところでやったので、これはやらざるを得ないということでやっているのかなという印象を少し受けたのです。木下先生のお話もわかりますが、民間業者からして少しこれは厳しいなという金額なのかなと外形的には思えるので。そのあたり、どうしてなのかというのがどこかですり合わせが、受けた日立との間でもいいと思うのですが、何かやれたほうがいい気が私はいたしました。以上でございます。

【若林部会長】 ありがとうございます。

では、小見委員、お願いいたします。

【小見委員】 今の質問にも多少関連しますが、これはもともと日立が、ファイバーを入れられているシステムができているところに、新たに光ファイバーを敷設して、何か汚泥の管理システム、監視システムみたいなものが今回加わるというような話を事前に聞いております。そうであるならば、ただ光ファイバーというものを敷設するだけではなくて、システムに接続しないといけないということで、そのソフトウェアの構築が重要になるのではないかと推測されます。光ファイバー自体は日本中でマンションでもどこでも全部引いているので、こんなものは特定のところしかできないはずがない。つまり、そういう、今までずっと1者が独占的にシステムを組んできたところに、新たにそれに接続するというのに、非常にコストがかかるのではないかなと推察されるのですが、その辺はいかがでしょう。

つまり、これから先も同じことが繰り返される懸念があるということと、そもそもそういうシステムを他社がそこに接続するための障壁を取り除くような何か方策がとられているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

【浦崎契約課長】 契約の発注に対しましては、あくまでもやはり複数の会社が入ったとしても制作できる機器仕様で常に発注を行っておりますので、一応、そういう努力は常に局としても行っているところでございます。以上です。

【川村設備設計課長】 付け加えまして、やはりこの光ファイバーシステムですが、原則は我々水処理、泥処理を24時間365日止められないシステムの基盤となるシステムでございます。そのため、これを工事となると何らかの停止などそういったものが伴いますので、そういったことのためにも、今まで光ファイバー通信を一体的に熟知している日立が有利だということはあるかと思えます。

【小見委員】 そうすると、つまり何かそういうシステムそのものの、よくわからないですが、システムのソフトの中身、内部がどこまで公開されているのかということが、例えばいろいろ不十分だったりすると、技術的な参入障壁になっている可能性があるわけです。そ

ういうことに対して、十分に誰でも中身に入れるようなことはされているのですか。これは逆に言うと、公開しすぎると何か保守上の問題やセキュリティ上の問題があるかもしれないので、一概に難しいところがあるのかもしれませんが、その辺はどうなのでしょう。

つまり、問題があるとすると、もしそこに多少なりとも参入障壁があった場合に、これから先もずっと繰り返されることが容易に予想できるのですが、その辺はいかがでしょうか。

【川村設備設計課長】 参入障壁といえるかどうかは別としまして、セキュリティ上は一般にはネットワーク構成等は公開はございません。ただ、ほかの水処理センターやプラントのシステム等をつないで今回、汚泥処理システムを構築するのですが、それには日立はシステムをつなぐところはやはりメーカーさんと話し合っているわけですね。逆にほかのメーカーがこのシステムを受注してネットワーク構成のところを日立に聞きながらやるということは可能と我々は考えております。

【小見委員】 わかりました。

【若林部会長】 ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今、委員の皆様から挙げた疑問に尽きるかと思うのですが、先ほどのお話だと、これは昭和61年度に始まって以来、日立が継続的にシステムを受注されているということなのですか。

【浦崎契約課長】 はい、そうでございます。

【若林部会長】 なるほど。木下委員からも話がありましたが、コスト的におそらく日立もぎりぎり毎年やられているとなると、いつか日立がやらないよという話になってしまった場合に、もうこの工事はどうなるのだろうかという疑問が残る状態かと思われるのです。なぜ長期間にわたって日立が受注し続ける状態になってしまったかというその分析と、今までいろいろ努力はされてきたとおっしゃっていたので、それがどういった努力であって、結果的には、功を奏していなかったとみられる状況からしまして、今後はどんな努力の変更を予定されていらっしゃる、あるいは検討されていらっしゃるということになるのですか。そのあたり、教えていただけることがあればお願いいたします。

【浦崎契約課長】 当初から日立製作所ということで、やはり現場の状況やシステムの内容を、これはやむを得ないと思うのですが、やはり日立製作所が熟知しておりますので、私どもとしても作業を効率的に実施するという程度の優位性は常に日立製作所が持っているとは思っております。ただ、発注に当たりましては、あくまでも必要最小限の条件をつけまして、仮にほかの会社が入ったとしてもできる仕様、機器仕様で発注を心がけておりますので、日立製作所が降りたからできないということではないと考えて発注業務等を行っておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

【若林部会長】 そうしますと、今後について特にこれ以上対処することはできないとお考えですか。

【浦崎契約課長】 取り組みといたしましては、常にこういった考え方のもとに公平に平等に入札業務が進むようにしたいと思っております。以上です。

【若林部会長】 わかりました。致し方ないというところですね。

ほかの委員の皆さん。

【森岡委員】 1点いいですか。

【若林部会長】 森岡委員、お願いします。

【森岡委員】 多分これは下水道局に限らずだと思うのです。我々は基本的にこの工事関係しか見ていないので、ああいう機具、システム関係を見ていないので、一部しか見えないのですが、多分全体を見たら初めに導入したところの保守や改善など、元入れたところが受けているというのはすごく多いのではないのかなという気はいたします。そういう意味では、東京都全体の取り組みとして、システムなどを導入するときに、できるだけ、オープンである必要はないのでしょうか、標準的なシステムとかそういう話が本当は求められているのかなど。仕様はある程度公開されているのでしょうか、特殊なことはやられているかどうかともわからないのですが、一般論としてはそういうことがありがちな気がするので、当初の導入の段階から今後の、その後のことも考えてやるのが制度論としてはいいのかなという意見、感想でございます。

【若林部会長】 ありがとうございます。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。ほかはございますか。よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【若林部会長】 ではここで一旦、本議案についてのまとめに入りたいと思います。

先ほどと同様ですが、運用状況等について、今回改善等に係る意見の申し入れをするかどうかにつきまして、御意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【若林部会長】 そうしますと、御異議はないということで、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認し、特に改善等に関する具申も行わないこととさせていただきたいと思います。

それでは下水道局の皆様、ありがとうございます。御退席、お願いします。

(下水道退席)

(都市整備局入室)

【若林部会長】 続きまして議案3の審議を始めたいと思いますので、準備の上、御説明をお願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案3の事業所管局でございます都市整備局の出席者を紹介させていただきます。

【阪本副所長兼管理課長】 第一市街地整備事務所、副所長、管理課長の阪本でございます。よろしくお申し上げます。

【堀内六町地区整備事務所長】 第一市街地整備事務所、六町地区整備事務所長の堀内でございます。よろしくお申し上げます。

【小林契約調整担当課長】 都市整備局総務部、契約調整担当課長の小林と申します。ど

うぞよろしくお願いいたします。

【坂本六町地区整備事務所課長代理】 六町地区整備事務所課長代理をやっています坂本と申します。よろしくお願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは議案の3をごらんください。1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は「舗装工事及び街路築造工事（31六町-21）」です。本件は、特命随意契約により、契約を行ったものでございます。工事の概要につきましては、次の2ページのとおりでございます。説明は以上です。

【若林部会長】 ありがとうございます。それでは本事案について、質問や御意見がある委員はお願いします。

【木下委員】 委員の木下です。

【若林部会長】 木下委員、お願いします。

【木下委員】 本工事は狭い工事範囲について、従前から工事を担当していた業者であれば周辺の方々との調整もスムーズで、要するに短期的な工期に間に合わせて仕事ができるということで特命随契になったように、この特命理由書を見たのですが。そうはいいながら、工事期間がかなり長い上に、途中で相当多額のいわゆる設計変更といいますか契約内容変更も行われているということで、当初価格よりも25%ぐらい高い価格で今、行われているようなのです。要するに特命随契にした理由と、その後の工事の経過が、本当に合っているかどうかということについて御説明をいただきたいと思います。以上です。

【堀内六町地区整備事務所長】 堀内です。

まず、特命随契にした理由につきまして御説明させていただきます。こちら、区画整理事業ということで事業を進めておりまして、区画整理事業というのはもともと住んでいた方に1回お引越しいただいて、その後道路や宅地を整備して、そしてお戻りいただくという事業の進め方をしております。お戻りいただく期限を平成31年春ということで皆様にお約束をしていたという事情がございます。

こちらの工事を始めるのが平成31年の4月1日ということでございまして、その短い期間で工事を終わらすためには、新しい業者が競争入札で入ってきて、それから地元の調査をします、それから資材を集めます、それから人員を集めますということだと、とても2カ月弱で終わるものではございません。それと合わせまして、皆様にお住まいいただくためには、水道やガスなど、そういったインフラ整備をするための企業者調整、水道局や東京ガスなど、そういったところの調整も出てきます。

そういった中で、そういった企業者調整や引き渡しに必要な工事を進めるためには、もともと現場をよく把握している丸和建设工業、こちらの会社に施工してもらうのが適切ということで、特命随契というかたちにさせていただいているところでございます。

あともう1点、契約変更という部分につきましては、契約変更をした要因というのは幾つかございますが。まず1つといたしまして一番大きなものは、先ほど申し上げましたように、住民の方にお戻りいただくということがございまして、そのお戻りいただく住民の方々に

どう家を配置して、その家からどう排水、下水を宅地の中に集約して道路の下水道管につながるか。そういったますをどこに設置するか、駐車場をどこに配置するか、そういった意向を聞いて、それに応えて工事するというを基本に進めているところでございます。

ただ、私どもとしては先行の工事でそれを整備する予定でございましたが、住民の方からの申し出が前の工事の期間中になされなかったということで、今回の特命の工事の中でますを設置するという事になってございます。そうした中で、工事の内容がふえまして、増額変更したというのが契約変更の大きな1つの理由でございます。以上です。

【若林部会長】 追加の御質問等、よろしいでしょうか。

【小見委員】 よろしいですか。

【若林部会長】 小見委員、お願いします。

【小見委員】 今のことに関係することですが、住民の方々から申し出がなされなかったという御説明でしたが、なされなかった理由というのはどんなことがあるのでしょうか。

【堀内六町地区整備事務所長】 私どもとしては結果として、こちらの工期内、予定していた時期までに住民の方から申し出がなかったということで、その理由まではなかなか推測しかねるのですが、1つ考えられるのは、例えばお戻りいただくに当たりまして、ハウスメーカーとかといろいろとどういう家にしようか、どういうふう到庭をつくろうかと一生懸命考える部分があるかと思いますが、それを検討するのに時間がかかったというのはあるかと思えます。

【小見委員】 そうすると、想定していたそういう設計や合意形成よりも長くかかってしまったということなんでしょうか。もし、そうだとしたときに、それは何か予想外のことがあったのでしょうか。通常、今みたいな御説明だと、いろいろ悩んだり時間がかかるのはある程度想定できると思うのですが、その想定以上にかかってしまった理由というのは何かあるのでしょうか。

【堀内六町地区整備事務所長】 私どもとしては無理のない申し出の期間だと思っておりましたけれども、結果としてその期間内に出されなかったということで、それぞれの地権者にも、きっとどういう理由かというのはわかりませんが、私どもとしては前年度の工事で終わらせるために、皆様に、それに間に合うように申し出てくださいというのをお願いしていたところでございます。

【小見委員】 そうであるとしたら、今回は仕方なかったとして、同様の案件が今後出た場合に、同じことが起こらない対策は何か考えられているのでしょうか。

【堀内六町地区整備事務所長】 もし今後、そういうことがあれば、いつごろお出しただけなのかなど、そういった問いかけは、随時していく必要があるかと考えます。

【小見委員】 その問いかけくらいなら、今回もできたような気がするのです。

【堀内六町地区整備事務所長】 いや、それは皆様方のほうのいろいろ検討の状況などもございますので、私どもとしては出てくるのを待つしかなかったという状況でございます。

【阪本副所長兼管理課長】 管理課長の阪本でございます。

実際に今回の工事は住民の方々の状況を見ながら、前の工事の範囲内で多分出せるだろうというところで、住民とのコミュニケーションをとりながら、前の工事の工事期間中に出せるだろうということで見込んでいたのですが。当方としては十分なコミュニケーションをとりながら、十分な期限をとったつもりでいたのですが、実際にはそれ以上に住民の方々が検討に期間を要されたということで、客観的にというお話があるかもしれませんが、当方としては予想外にお申し出が遅れたというような状況があったということでございます。

【小見委員】 わかりました。今までは特にこういう問題はなかったけれども、今回起こってしまったので、今後は今みたいな問いかけ、催促をしていくという、そういう理解でよろしいですか。

【阪本副所長兼管理課長】 そうですね、十分なコミュニケーションをとりながら事業を進めていきたいと思っております。

【小見委員】 わかりました。ありがとうございます。

【若林部会長】 ありがとうございます。

森岡委員、ございますでしょうか。

【森岡委員】 聞き逃してるところがあれば恐縮なのですが、特命理由書のところを見ると、平成29年度工事がもともとあって、その続きみたいなかたちでこの随契になっているということで、この平成29年度工事の出来高が23%で、今回の平成31年度工事になったということかと思うのですが。これは当初の工事が終わらなかったの、一旦切って別の契約にしたという、そういう流れなのですか。あと、その前半になぜこうなったのかを少し整理していただけるとありがたいです。

【堀内六町地区整備事務所長】 堀内です。

こちら、平成29年度にもともと契約、先行工事を契約してございましたが、着手するに当たりまして、まだ移転しないで建物が現場に残っている事例がございましたり、あとは工事に当たっての振動や騒音、そういったものに対する苦情もございまして、なかなか着手できないという状況にございました。一生懸命、移転の交渉や、騒音、振動の対策など、そういったものを住民の方々と調整をさせていただきまして、工事に着手したのが平成30年度に入ってからとなっております。

平成30年度に入ってから工事に着手いたしまして、平成30年度末には終わらなかったということで打ち切りにさせていただいているところでございます。その残った工事につきましては、改めて翌年度に特命随契で発注をしているというかたちになってございます。

その特命随契を発注するという設計の作業をしていたのは、大体前年度、平成31年の2月になりますけれども、その段階で先方の工事の出来方は23%ということでございましたが、2月の頭から3月末までの間にも先行工事は進めておりましたので、最終的には出来方は69%となっております。2月の頭に設計する段階で、先行工事、3月末までにどれくらい終わるかということを見込んで設計しておりましたので、そのできないであろう部分について、特命契約で4月1日から工事に着手しているという状況でございます。



【森岡委員】 ありがとうございます。その住民との、いわばトラブルというか、出ていく人が出ていなかったとか、工事の振動に対する苦情が出たと、そのあたりの対応はこの受注者のほうで行われるのか、それとも整備事務所のほうで行われるのかということ、どういう扱いだったのでしょうか。

【堀内六町地区整備事務所長】 基本的には私どもの、発注者、区画整理の事業者である東京都のほうで移転の交渉や、振動、騒音の交渉、対策の交渉など、そういったものをしていたところでございます。

【森岡委員】 伺いたいのは、受注者の責任の問題だったのか、それとも東京都が事前にそこは全部ちゃんと調整しておくべきところが十分できていない結果、こういうかたちになったのかということなのですか。

【堀内六町地区整備事務所長】 私どもとしては、もともと住んでいる地権者の方々、そういった方々と常日ごろ、移転の交渉などをしておりまして、先行工事が契約して着手するころには移転をしていただけるのではないかという見込みの上で工事に着手、契約をしたところでございます。ただ、結果として残念ながら、まだ移転していただけていない建物があったということで、これについては受注者の責任ということではございません。

【阪本副所長兼管理課長】 副所長、阪本でございます。

やはり区画整理は広い面的な事業でございますから、数多くの地権者を相手に交渉しているところでございます。おおむねの地権者の方からは御理解をいただいたのですが、やはり、どうしても一部御不満のある方、もう少し待っていただかないと動けないという方が出てきてしまったということがありまして、これにつきましても交渉はしていたところなのですが、やはり何件かどうしてもそういった方々が出てきてしまったという事情がございました。

【森岡委員】 わかりました。ここに限らず、こういう開発の関係で、工事を頼んでいたけれども、契約していたけれども、実際に取りかかるのに遅れたり支障が出るケースというのは結構あるものなのですか。

【堀内六町地区整備事務所長】 結構あるというほどではないですが、全くないというわけではなくて、間々こういうケースはございます。

【森岡委員】 わかりました。どうしても先行して入札、契約のほうは進めなければいけないから、4月時点では大丈夫だろうと思っていても、そこまでに立ち退いてもらえないとか、あるいは工事が入っても文句を言うてくる人がいるとかいうことはあり得るという話なのですね。

【堀内六町地区整備事務所長】 はい、ございます。

【森岡委員】 これは受注者の不利益というか、本当だったら平成29年度工事で終わるはずだったものが伸びてしまって、出来高分しかもらえないで、この特命随契でようやく残りをもらうということ。工事もするし、もらうということになるとは思うのですが、時間がかかってしまったというのは事業者によっては、そんなに長く人を張りつけられないとか

いろいろな不利益がありそうなのですが、その辺は東京都で見てあげるといったことはないのですか。補償的な要素は。

【堀内六町地区整備事務所長】 変更契約の中で中止経費というものがございまして、その中止経費の中で人を張りつけた人件費など、そういったものについては計上してお支払いしているかたちになっております。

【森岡委員】 わかりました。ありがとうございます。以上です。

【若林部会長】 今の森岡委員の御質問に関連してですが、その平成29年度の前の工事については、契約金額が1億6,100万円となっているのですが、最終的な出来高が69%であったと。結局、これは最終的な平成29年度の工事金額、この1億6,200万円からだいぶ下がったということなのでしょうか。支払われた金額、全体の金額はだいぶ下がったということでしょうか。

【堀内六町地区整備事務所長】 最終的には施工できなかった分については、減額してお支払いするというかたちになっております。

【若林部会長】 それはどのくらい減額されたのでしょうか。

【堀内六町地区整備事務所長】 実質的には3,800万円というかたちで減額しております。ただ、先ほど御説明いたしました中止経費などで上積みしている部分もございまして、実質的な工事の減額としては大体6,000万円ぐらいとなっております。

【若林部会長】 そうしますと、平成29年度の工事としては約1億円払われたということですか。

【堀内六町地区整備事務所長】 工事としてはそういうかたちになります。

【若林部会長】 ありがとうございます。今回は中止に伴う経費を含めて、今回、変更後の金額が新たにまた1億円超かかっていると、そういう理解でよろしいでしょうか。

【高柳契約調整技術担当課長】 少し補足させていただきます。事務局の高柳です。

先ほど、1億6,000万円が当初の請求ということでございまして、まず4,000万円ほど、3,800万円ほど1回減額をしたということです。これは当初、7割と先ほど申し上げた執行率でございまして、そこには中止の経費も入っているので、それを差し引きしますと、大体1億6,000万円のうち、1億円分の出来高がその先行工事ではあったということでございまして、6,000万円分の工事が残っていると。それを今回の後続工事として発注したということでございまして、以上でございます。

【若林部会長】 わかりました。ありがとうございます。

委員の皆様、ほかに御質問等、御意見等、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。(異議等なし)

【若林部会長】 それではここで一旦、本議案についてのまとめに入りたいと思います。運用状況等について、改善の意見の申し入れをするかどうかですが、皆さん、いかがでしょうか。

【木下委員】 先ほどからのお話で、特命随契になった理由、先行工事との関係で特命随

契にせざるを得ない理由がわかりましたし、それから、事業者側の事由よりもやはり住民対策等の関係で工事の遅延等や追加発注があったということも理解できましたので、本件は特に問題ないということによろしいかと思えます。

【若林部会長】 ありがとうございます。ほかの委員の皆様もよろしいでしょうか。  
(異議等なし)

【若林部会長】 では、御異議等がないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認し、特に改善に関する具申は行わないこととさせていただきます。

それでは、都市整備局の皆様、ありがとうございました。御退室をお願いいたします。

(都市整備局退室)

【若林部会長】 ここで休憩をとるということによろしいですか。少し時間が押してますが、どういたしましょうか。45分からとさせていただきますのでよろしいですか。

【事務局】 ありがとうございます。では45分からということで5分間、休憩をいただきます。

【若林部会長】 済みません、よろしくをお願いいたします。

(01:42:21~01:47:10 休憩)

(交通局入室)

【若林部会長】 それでは議案4の審議に入らせていただきたいと思っておりますので、準備の上、御説明、お願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 事務局の高柳です。

議案4の事業所管局でございます交通局の出席者を紹介させていただきます。

【弦巻契約課長】 交通局契約課長の弦巻と申します。よろしくをお願いいたします。

【與田事業改善担当課長】 交通局事業改善担当課長の與田と申します。よろしくをお願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは議案の4をごらんください。高額・高落札、1者入札及び同一事業者による長期継続受注事案として抽出されました案件で、件名は「バス停留所上屋新設等単価請負工事」です。

本件は、希望制指名競争入札により発注を行ったものであり、希望、氏名、応札全て1者で、落札率は(非公表)となっております。工事の概要につきましては2ページ目の資料のとおりでございます。説明は以上です。

【若林部会長】 御説明、ありがとうございます。それでは、本事案について、質問や意見のある委員はお願いします。木下委員、お願いします。

【木下委員】 木下でございます。

この工事は希望指名入札でありながら、希望者すら1者ということで、入札1者というのはまだありますけれども、希望者1者ということで、何か技術的な問題や工事の施工上の理

由とか、どうしてここしか希望していないのだろう、何か競争性を回復するために、発注者側で工夫するようなことはできないのかということについて、お考えを伺いたいと思います。

工事の形式のバス停の上屋を見ると、失礼ながらそんなに技術的に難しい工事とも思えず、なぜ1者なのかというところがどうしても納得できません。しかも単価工事ですが、数がたくさんあることから、相当額の受注内容になりますので。もちろん、中小の企業さんにとっては非常に、言ってみればありがたい工事だと思うのですが、それだからこそ、余計に1者というのが、しかも長期にわたって1者というのが納得できないので、この点の御説明をお願いいたします。

【與田事業改善担当課長】 與田です。

確かに見かけは上屋の製造設置というのは簡単な工事のように見えますが、実は、建てるまでの手続が非常に煩雑です。まず、初めて設置する場所や、移設の場合ですと、その前に住んでいらっしゃる方の了解をとらなければいけないといった交渉事も発生します。それから道路上に建てるものですので、道路占用許可をとらなければなりません。そういった道路管理者との調整協議、それから道路上に建てることで建築許可もとらなければいけなくて、建築審査会等の手続も発生しております。さらには交通管理者、いわゆる警察との協議といたしますか、道路使用許可もとらなければいけないということで、非常に煩雑な工事になっております。そういった事情もありまして、非常に負担が多い工事ということで、業者様、なかなか希望されないという事情がございます。

【木下委員】 面倒臭い工事だから希望する人が少ないのですということであれば、逆に言えば、その面倒臭いというか煩雑なところを改善するのに何かうまい方法はないのかということはいかがでしょうか。あまり大きい会社とは思えないのですが、都内でこれだけの数をこなせる業者が1者しかいないというのが、どう考えても納得できないのです。今おっしゃったことが煩雑であるとしたら、1者でなぜこれだけの数ができるのだろうか。逆に言うと、この1者が、そのノウハウとか何かいわゆる関連する官側なのか、いろいろな調整先と特殊な関係でもあるのかと疑ってしまうのですが。煩雑な工事だから希望者がいないではなくて、それを改善する方法とか、なぜここだけできているのかについての分析はいかがでしょうか。

【與田事業改善担当課長】 與田です。

多くの業者さんに入っていただけるように、図面等は公開して参加しやすいような工夫をしておりますが、実際その手続を簡略化するという事は、あくまでも私ども交通局は一事業者として、道路上にものを置かせていただいている立場ですので、いわゆる道路管理者や交通管理者、あるいは建築主事の許可が必要という面では、そのあたりはなかなか対応は難しいかと思えます。以上です。

【若林部会長】 小見委員、お願いします。

【小見委員】 今の御説明を聞きますと、やはりこれは技術的なハードの問題ではなくて、

ソフトのほうの問題だと思うのです。そうすると、例えばですが、それこそそういった手続が得意なコンサルタントみたいなのが仕事をとって、要するにそういうのが製造できる企業はいっぱいあるでしょうから、そういうところに下請に出すような形態で仕事とれるのであれば、そういうのもあり得るのかと思うのですが。そういう例えばコンサル的なところがこの入札に入れるような建て付けになっているのでしょうか。

【弦巻契約課長】 契約課長、弦巻でございます。

バス停を建てる時の業種が、鉄鋼加工という分野があって、そちらでの工事になっておりますから、コンサルとなりますとまた少し業種が異なるのかなと思います。

【小見委員】 そうすると、要するに鉄鋼屋で、そんな手続がものすごく得意なところという、その条件を満たさないと事実上入札できないという構造になっているように思うのですが、ここは今みたいにもう少し門戸を広げれば、別の形態で受注できると。鉄鋼屋は別に下請に出せばいいだけの話ですから、そういうことも考えられると思うのですが。今回はともかくとして、今後についてはそういうことは考えられると思うのですが、いかがでしょうか。

【弦巻契約課長】 契約課長、弦巻です。コンサルが入るとまたその部分は、コンサル料とか上乘せの経費になるかと思しますので、そういうバランスは考えなきゃいけないのかなと思いますが、やはりコスト的なものが大事なのかなとは思っています。

【荒山契約調整担当課長】 少し補足させていただきます。契約調整担当課長の荒山です。

主たる業務として、工事を行うという部分が経費としてやはり一番かかるような案件でございますので、少なくともコンサルに対して発注を行うというようなやり方は、まず東京都としては考えにくいと考えています。工事自体、工事がメインということですので、基本的には工事での発注種目になります。

その面談の部分、調整の部分というところが今回特殊でなかなか難しい案件ということですので、基本的には工事の中で対応していただくという取り扱いを今、やっているわけですが、今、小見先生のお話にあった、その部分を切り離してどうかという部分は、もしやるとすると別発注というかたちになるかと思えます。

その部分については今、お話があったように、コスト的な問題とかそういったところのバランスを考えながらやる必要があるだろうということで、この案件自体を1本でコンサルに発注し、下請として工事業者を下請に入れるというやり方は東京都としてはとりえないという仕組みにはなっています。以上です。

【小見委員】 よろしいですか。コンサルというのは極端な例ですが、工事ができれば、要するに建設業、あるいはどこかその中の幾つかの工種がありますけれども、そのどれでも今、入れるような状況になっているのですか。

【弦巻契約課長】 建てるのは鉄鋼加工の業種が指定されております。

【小見委員】 鉄鋼加工の業種に指定すると、今言いましたように、いろいろな手続に詳しい鉄鋼業者というふうにかなり絞られてしまうので、もう少し門戸を広げるという

ことも御検討されたいかがかなと思います。

【弦巻契約課長】 これは改めて言うのですが、主たる内容が上屋を建てるというところだと、別のところというのは可能なのかということですが、できるものであれば広げるとは可能かと思いますが、現実的には今のところ、できるところは鉄鋼という業種かと思います。

【小見委員】 ここで決める話ではないと思いますが、例えば海外で木造でバス停をつくるとか、そういうのもあるわけです。

これは鉄でつくると、仕様が決まっているからしょうがないのでしょうか、鉄でつくると決めて、鉄鋼加工業者に絞っての入札を今後もずっと続けていくのがどうかなと思います。今回については、特段これはこれではしょうがないと思っています。

【荒山契約調整担当課長】 済みません、1つ補足させていただきます。契約調整担当課長、荒山です。

東京都の発注の考え方として、建築や土木や一般土木などと大きなカテゴリで発注するものも当然あります。それとは別で、例えば建築でいえば防水とか、建築の中にも含まれるものであっても個別で発注できるものについては専門業種として発注の種別がありまして、できるものはできる限り分割して発注を行うと、専門業者の中で発注を行うと。それはその業種の中で専門的にやられている事業者の受注機会の確保、元受けになっていただくという意味での受注機会の確保など、そういったいろいろな要素がございます。そういった中で、できる限り分離で発注をしていこうという、そういった考え方はございますので。今回、先生のお話にあったように、鉄鋼じゃなく木造でという議論はあるとして、少なくとも一般の建築で大きく発注したらというような御指摘もありましたが、そこはそういう考え方で、私ども東京都としては運用しているというところでございます。以上です。

【小見委員】 わかりました。

【若林部会長】 森岡委員、お願いします。

【森岡委員】 バス停ということで23区内は都営バスがほとんど多分、相当なシェアを持っているのですが、ほかのバス事業者、私鉄系のバス事業者もありますし、また、隣県、埼玉、千葉や神奈川県でそれぞれ市営バス等もあるかと思うのですが、そういうところで受けている事業者にお声がけをするということはないのでしょうか。電鉄系などで自社でやっているような気もしなくはないのですが、ほかの公営のバスとかだと当然、都営バスほど立派な停留所ではないかもしれないのですが、何か工事をしていそうな気がしたのですが、いかがでしょうか。

【與田事業改善担当課長】 與田です。

民間のバス会社のバス停につきましては大体その関連子会社等が施工しておりまして、今回、問い合わせをしてみたところ、やはり自分の親会社のバス停は整備しているけれども、他社のところまではとても手が回らず、請負は行っていないということでした。また、過去落札した実績がある業者にも問い合わせしてみたのですが、やはり手間が多くて安定した利

益を出せないのです、現在は上屋の整備から手を引いているということ。あともう1つ、先ほど違う業種ということがありました、試しに標識柱といたしましてバス停の柱を制作している業者にも聞いてみたのですが、やはり上屋の製造は特殊なところもあって、本体の製作や工事のノウハウ等、さらに先ほど申し上げたいろいろな調整ごとがあったり、埋設物も試掘してみないとわからなくて計画どおりに設置が進まないということで、あまり手を出したくないというような、そういう少し消極的な回答をいただいております。以上です。

【森岡委員】 ありがとうございます。1点、ほかの私鉄系のやつとか、電鉄系のバスとかはわかりました。他業種の件もわかりました。ほかの自治体で運営しているバスでもとこの業者は東京ということもあるので、そこに今回はあれですが、今後お声がけをするのかそういう横浜とか川崎とかの市営バスもあるかと思いますが、そういうところに聞いてみるというのも1つ、あるのかなとは思いました。どういう業者が受けているか。同じところが、実は、ヤハギ工業が受けてるといふのだたらしやうがないのかもしれないですが、ほかに受けている会社があつて、停留場の実態も違うのかもしれませんが、そのあたりもお声がけできる可能があれば調査していただくというほうが、競争性は少しは高まるように思いました。以上です。

【若林部会長】 ありがとうございます。

私からも1点ですが、先ほどから手続がいろいろ煩雑ですというところが一番の理由として挙がっているのですが、道路占有許可や建築許可とかというのはプロセスに乗ればそこまで難しい手続ではないという理解です。もし予見ができなくて非常に難しい部分があるとしたら、その住民交渉かと思われるのですが、これまでバス停留所の建設に関して、ヤハギ工業なりが住民と非常にもめたとか、住民から大きな反対に遭って、それでヤハギ工業が非常に手間であつたとか、建設できなかったとか、そういった事例というものはあるのでしょうか。

【與田事業改善担当課長】 與田です。

具体的な場所はなかなか挙げづらいのですが、やはり移設のときにうちの前に来てもらっては困るというようなかたちで、ずっと何年もまたいで交渉する場合があります。もちろん、そういった場合には局の職員が改めて交渉に行くのですが、それでもなかなか難しい事例というのは幾つもございます。

あと、行政上の手続の話ですが、こちら結構担当者同士の事前の協議など、いろいろな添付書類がたくさんございますので、そういったところの間もそうですし、時間も意外とかかるということになっております。以上です。

【若林部会長】 ありがとうございます。ほかの事例と比べていると、そこまで手間で大変で事業者の負担が大きいものであれば、少し契約金額に無理な部分があるのではないのでしょうか。その結果、ヤハギ工業しか事実上希望もできないし、この工事もできない状況になってしまっているのではないかと思うのです。

ただ、一方で安くやってもらおうというのが1番と割り切っても、やはりヤハギ工業以外に

も受注できることを確保しておくという意味も非常に大事なことではないかと思われま  
すので、そのあたり、何か御検討されていらっしゃる、改善策のようなことを考えてい  
らっしゃることというのは、おありなのでしょうか。

【與田事業改善担当課長】 與田です。

先ほど申し上げたことの繰り返しになってしまいますが、引き続きほかの上屋を設置し  
ている業者を当たって、お声がけをして見積もりなどもとっていきたいと考えております。  
以上です。

【若林部会長】 わかりました。ではまた、継続的にお声がけしていただくということで、  
ほかの委員の皆さんもよろしいでしょうか。追加の御質問、御意見ある委員の方はいらっし  
やいますでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【若林部会長】 それではここでいったん、本議案についてのまとめに入りたいと思いま  
すが、運用状況等についての意見の具申を行うかどうか、皆さん、御意見ございますでしょ  
うか。

(異議等なし)

【若林部会長】 それでは、特に御異議等ないようですので、入札及び契約手続等が適正  
に運用されていると確認し、具体的な具申を行わないこととさせていただきたいと思いま  
す。

それでは交通局の皆様、ありがとうございました。御退室をお願いします。

(交通局退室)

(警視庁入室)

【若林部会長】 では、議案5の審議を始めたいと思いますので、御準備の上、御説明を  
お願いします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案5の事業所管局である警視庁の出席者を  
紹介させていただきます。

【古木用度課課長代理】 警視庁用度課課長代理の古木と申します。よろしくお願いい  
たします。

【川杉交通管制課課長代理】 同じく、交通管制課課長代理の川杉と申します。よろしく  
お願いいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは議案5をごらんください。1者入札の事案とい  
て抽出されました案件で、件名は「交通信号機 移設工事」です。本件は、希望制指名競争  
入札にて発注したものであり、希望2者、指名10者、応札1者で落札率は100%となっ  
ております。工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。説明は  
以上です。

【若林部会長】 御説明、ありがとうございます。それでは本事案について、質問や意見  
のある委員は願いいたします。



小見委員、お願いします。

【小見委員】 これは指名をたくさんされていて、希望以外に8者指名をして10者なのですが、皆さん、辞退されています。ことごとく辞退されているのですが、その理由はどういったところにあるのでしょうか。一応、理由書、辞退理由はいただいております、資料にあります、割と形式的なところが多いので、実際のところをお聞かせできればと思います。

【川杉交通管制課課長代理】 私から説明をさせていただきます。

この希望した業者2者から意見聴取をしております、ほかの工事等の兼ね合いというもの、作業員の確保が難しかったということ聞いております。理由としてはそれです。あとは予定価格がそれほど高くなかったというところで、応札するのは厳しい状況であったのではないかと考えております。

【小野委員】 とりあえず了解しました。

【若林部会長】 木下委員、お願いします。

【木下委員】 木下です。

交通信号機の移設とかそういう工事は、例えば年間で計画して、ある程度工期を区切って、複数案件で発注するなどすると、工事のほうもある程度のボリューム感も出て、しかも計画的に人を配置するというので、この単体で1カ所1カ所発注する方法ではなくて、何か発注方法を工夫することで、大量の辞退者が出てしまうことを防ぐような方法というのはお考えありませんでしょうか。発注方法の改善法については何かあるのではないかなと私は見たのですが、いかがでしょうか。

【川杉交通管制課課長代理】 御指摘のとおり、通常であれば複数件、10件だとか15件だとかというようなまとまった形で発注するのが通常でございます。ですが、今回の件につきましては、事故防止のために急遽、撤去し、対策を行ったということがありました。今回その1件のみで急遽、対応するというようなことで発注せざるを得なかったということがございました。通常この1件で出すということはほとんどございませんが、今回の場合はその1件、ひと山で入札するようなかたちになってしまったということでございます。

【木下委員】 わかりました。ありがとうございました。

【若林部会長】 森岡委員、お願いします。

【森岡委員】 森岡です。

この「トキワ」か「ジョウバン」なのかあれですが、常盤電業というのは、この信号機をつくときに何か関わったとかということがあるのですか。あるいは、ほかの信号機の実績がどんな感じなのかということがわかれば教えていただきたいです。

【川杉交通管制課課長代理】 この業者の名前は「常盤（トキワ）電業」という会社になります。今回の移設に関わる機器というのは、交通情報カメラといいまして、交差点を監視、交通状況を監視するカメラの工事、関係する機器の工事でございます、以前、常盤電業は設置工事を担当したことがあるということで実績がございます。

【森岡委員】 わかりました。この場所の信号機の設置工事をしたということなのですか。

それともほかの信号機をやった実績があるということなのですか。

【川杉交通管制課課長代理】 申し訳ございません。こちらの設置工事につきましては、業者は、確認をしないとわからないのですが、他の工事でこの情報カメラという工事を請け負ったことがあるという業者でございます。ほかに信号機の通常の設置工事も行っている。常盤電業につきましてはそういう業者になります。

【森岡委員】 かなり老舗でいろいろなところで信号をやっていて、かつ本社は東上野の近くということですか。

【川杉交通管制課課長代理】 そうです。

【森岡委員】 数多く声をかけた中で、なぜ、常盤電業だけが手を挙げたのか事情があるのかなと思って伺っただけです。以上です。

【若林部会長】 小見委員、どうぞ。

【小見委員】 先ほどの続きですが、通常は1つだけ出すのはあまりいないというのと、時間が迫ったということだったのですが、そうすると例えばこれは特命にするということとは考えられなかったのかということをお聞きしたいと思います。

【川杉交通管制課課長代理】 特命にするような理由がございませんで、いろいろな業者、信号機の工事を関係する業者であれば応札可能と判断いたしましたので、特命ということとは考えておりませんでした。

【小見委員】 先ほどの説明だと、急に必要になって、いわゆる緊急性があったようにお聞きしたのですが、そこまでではなかったということによろしいですか。

【川杉交通管制課課長代理】 交通事故防止のために一時撤去したということがございます。こちらに装置の写真があるかと思うのですが、この大きな施設、ちょうどこの装置の左側に横断歩道がございまして、そちらで事故が発生したということで、歩行者の視認性を妨げているということがありまして、一時撤去をしたという状況がございました。そういう状況がございまして、ただ、この箇所はオリンピック時に使用する重要な交差点でございまして、交通状況を監視するために、オリンピックまでには映像を見えるような形にしなければいけないという事情がございましたので、そのような対応をしたということでございます。

【小見委員】 わかりました。ありがとうございます。

【若林部会長】 直接今回の工事ということではないのかもしれませんが、もともと恐らく同じくらいの金額をかけて、そのモニターの工事、交通カメラ装置を設定して、撤去については臨時工事ということで、また撤去工事費も支払って撤去して、また今回275万円かけて再設置をするという経緯かと思うのです。

交通の妨げになるかどうかというのも、当初設置時には予想はできなかったのか、あるいはその後の周りの建築物とかそういった新たな事情によって、当初、想定していなかった障害になったのか、いずれなのでしょう。

【川杉交通管制課課長代理】 事故防止をする対策のところとの連携がうまくいってな

かったというのが実情でございます。これにつきましては、いろいろな施設が、この機器と同様に設置されておりました。植え込みなど、そういったものがありまして、視認性が悪いということで、それぞれ対策をしてくれておりました。対策をしてくる中で、この施設だけが残ってしまったという状況がございましたので、急遽、取らなければいけない状況が発生したということでございます。

【若林部会長】 ほかの施設というのは、どういった部署、機関なりの所管ということだったのでしょうか。

【川杉交通管制課課長代理】 植え込み等につきましては、ここの場所は国道なのですが、道路を管理する東京国道という事務所が管理をしております、そちらが植え込みを撤去したというものでございます。

【若林部会長】 わかりました。都市整備の観点からも、事故防止の観点からも、関連する部署なり機関なりが連携をとって対策を講じてまちづくりをしていくことが大事だと思うので、そういった横の連携も今後はさらに強化させていくことが可能なのでしょうか。

【川杉交通管制課課長代理】 当然、そういう関係部署と連携を図りながら安全対策なりまちづくりというものをしていかなければいけないと思いますので、今後、さらにこういう事情がないように連携を密にしていかなければいけないと考えております。

【若林部会長】 わかりました、ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、その他の御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【若林部会長】 それではこれについても一旦まとめに入りたいと思います。運用状況等について、意見具申を行うかどうかで御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【若林部会長】 では、こちらについても御異議等ないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認し、特に改善に関する具申は行わないこととさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

警視庁の皆様、ありがとうございました。御退室をお願いいたします。

(警視庁退室)

(総務局入室)

【事務局】 部会長、説明員がそろいましたのでよろしく申し上げます。

【若林部会長】 ありがとうございます。では続きまして、議案6の審議を始めたいと思っておりますので、御準備の上、説明をお願いします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案6の事業所管局でございます総務局の出席者を紹介させていただきます。

【伊藤総務課長】 総務局の三宅支庁総務課長の伊藤と申します。よろしく申し上げます。

【庄司企画計理課長代理】 総務部企画計理課、辻の代理の出席となります、企画計理課

課長代理の庄司と申します。よろしくお願ひいたします。

【高柳契約調整技術担当課長】 それでは、議案の6をごらんいただきたいと思います。1者入札及び同一事業者による長期継続受注事案として抽出されました案件でして、件名は「阿古復旧治山工事」でございます。本件は一般競争入札にて発注したものでございまして、希望3者、指名5者、応札1者で、落札率は99.08%となっております。工事の概要につきましては2ページのとおりでございます。説明は以上です。

【若林部会長】 御説明、ありがとうございます。では、本事案について、御意見や御質問のある委員は、お願ひいたします。

木下委員、お願ひします。

【木下委員】 木下でございます。

島の工事については、今までも何件か拝見してきましたが、やはり、今回もあるようにまず、治山工事ということで、災害復旧が1年ではとても終わらず、長期にわたっていると。したがって、長期に発注が繰り返されて、やはり同じ業者がとるといふことが多いように思います。ただ、この工事の場合は、平成29年度や平成28年度は、少なくとも入札の段階では複数入札だったようなのですが、ここ2回ほどは1者入札になっています。複数入札だったときと1者入札になったときの、何か事情の変化というのがあったら教えてください。お願ひします。

【伊藤総務課長】 三宅支庁総務課長、伊藤です。

事情の変化なのですが、業者が1者しか入札していないという事情にはなっていますが、こちらはあくまでそれぞれの入札業者が積算をして、入札するにあたって定めた金額でございますので、特に事情はなく、それぞれの事情の結果、適正な入札の結果、こうなったものと認識しております。以上です。

【木下委員】 落札者が同一というところは、それはそれでいいのですが。要するに希望したり指名されて、その入札の札入れまでしていたのが、平成30年度から札入れも辞退するようになったと。その変化に何か事情があるのではないかと思っているのですが、その点はいかがでしょうか。

【伊藤総務課長】 三宅支庁総務課、伊藤です。

辞退してしまった理由につきましては、それぞれの作業員が調達できなくなったと承っております。作業員が調達できないことがわかったからと聞いておりました、それ以外の事情については個別に聞き取ったわけではございませんので、承知しておりません。以上です。

【庄司企画計理課長代理】 企画計理課の庄司と申します。

少し補足をさせていただきますと、もともと本復旧工事は台風の被害等に基づいて、そののがけ崩れが起きないようにということで行っているものでありまして、各年度ごとに地点を決めてやっているものになりますので、特段、年によつての状況の変化ということはないと認識しております。以上です。

【木下委員】 地域も狭くて業者さんの数も限られているので、繰り返し同じ業者をとる

ようになると、だんだんほかの業者は入札から遠慮してしまうという状況になるのは想定はできるのですが、やはり競争性の維持や確保というのは、事業者側任せではなくて、発注者の側も何らかの工夫はしていくべきだとは思いますが。そういう点では、せっかく入札に参加するところまでしてくれた業者がいるわけで、要するに不正が行われているのではないかと疑いを持たれないためにも、競争性の回復には意識をしていただきたいと思えます。意見になりますので、以上です。

【若林部会長】 ありがとうございます。

では小見委員、お願いします。

【小見委員】 資料を見る限り、この工事は比較的一般的な工事かなと思いますが、例えばこの工事が多少なりとも一般的なものに比べて特殊なことがあるのか。あるいはこの業者の技術に何か特徴があって、その結果としてとりやすい状況が生じているのでしょうか。その辺についてはいかがでしょうか。

【伊藤総務課長】 三宅支庁、伊藤です。

この工事が特殊かどうかということですが、一般的な治山工事でございます。以上です。

【小見委員】 そうであれば、ほかの先生の繰り返しになりますが、誰でもとれるはずですので、辞退というかたちにならないように、これからも続くのであれば御検討いただければと思います。以上です。

【若林部会長】 森岡委員、お願いできますでしょうか。

【森岡委員】 今回落札された佐久間工務店は、見ると、阿古の集落というか地域の会社のようなのですが、これは実際の落札の傾向として、工事の場所は阿古のようですが、各集落というか地域の一番近いところがとっているみたいな傾向があったりするのでしょうか。三宅島自体には幾つか多分業者がいるということだと思っております。

【伊藤総務課長】 三宅支庁総務課、伊藤です。

三宅島には5つほど地区がありまして、それぞれ業者はあるのですが、地区ごとに決まった業者が落としているということでは、そういった傾向はあまり感じてはおりません。それぞれの工事に応じて、入札の結果、ほかの工事もあったりしますので、そのときに都合のついている業者が入札に応じて作業しているものと捉えておりますので、この地区だからこの業者と傾向があるとは思っておりませんでした。以上です。

【森岡委員】 ありがとうございます。それほど業者の数が多分多くないと思うのですが、例えば今回の佐久間工務店の工事の下請にほかの業者が入ったりしているという実態はあったりするのでしょうか。

【伊藤総務課長】 三宅支庁総務課、伊藤です。

この工事は下請に出しているもので、全くこの入札に応じていない別の会社は入っておりますが、今回、辞退したようなほかの三宅島内の業者が下請に入っているということはありません。以上です。

【森岡委員】 ありがとうございます。そうすると5者ぐらいしかないのかなと思っただけ

れども、そうではなくて、ほかにも下請をするような業者さんはいるということなのですね。

【伊藤総務課長】 三宅支庁総務課、伊藤です。

はい。下請に入っている業者は島内の業者ではなくて、東京都内の内地にいる業者が入っているという意味でございまして、三宅島の5者以外に業者がいるという意味ではありませんので、その旨だけ補足させてください。以上です。

【森岡委員】 ありがとうございます。済みません、興味本位で聞くのですが、内地の業者というのは、人を船で送ってきてそれで工事をする感じなのですか。それとも実際働くのは島内の人を雇ってやるという感じなのですか。

【伊藤総務課長】 三宅支庁総務課、伊藤です。

下請の業者が実際にどういった従業員を集めているかについては正確には把握をしていないのですが、島内の業者も三宅島内の人を雇っていることもあれば、内地から連れてきて作業させているということもあるかと思えます。以上です。

【森岡委員】 ありがとうございます。聞きたかったのは、何となく地域で固定しているのかなというのがちょっとあったのと、あとはお互いに誰が契約をとるかで裏ではみんなシェアしているのかなということがあるんじゃないかとチラッと思ったのですが、大体実態としては了解いたしました。ありがとうございます。

【若林部会長】 ありがとうございます。島の工事についてはよく、この委員会でも取り上げていて、なかなか島特有の事情で難しいところはあるように聞いて理解をしているのですが、先ほどの話でほかの工事業者さんは技術者が不足しているということで、受けられないという事情だと伺いましたが、実際その三宅島の、これに限らずいろいろな工事で、特別、技術者がいないという理由で、不調になったり、工事が滞ったりというのは、近年、発生しているのでしょうか。

【伊藤総務課長】 三宅支庁総務課、伊藤です。

ほかの工事の状況ですが、確かにほかの入札案件でも、今回は業者が落としてくれていますが、入札不調となったりするケースはございます。それらの理由は、今回、ほかの業者が辞退したときのように、技術者の配置が困難になったという理由もございますし、あと、ほかの工事との兼ね合いで、結果的には技術者に通ずるところかもしれないですが、いろいろな工事がスケジュール上、かぶってしまったたりしてできなくなるだとか、そういった理由で入札不調に陥る場合がございます。ですから、こちらとしてはそういった時期がかぶらないようにスケジュール調整したりして、なるべくいろいろな業者に落としてもらうように工夫はしているところです。以上です。

【若林部会長】 ありがとうございます。非常に難しい事情があるかと思うのですが、持続的に島での工事が続くように。特に緊急を要するような工事がこれから出てくるのではないかと思われる中で、そこは工事もきちんと対応して、島の安全等、確保し続ける必要が高くなっていく状況があるかと思うのです。例えば島内における技術者の育成、あるいは内地の技術者との交流の促進など、そういった何か提供できること、あるいはこれからしてい

こうと思われることなどがあれば、教えてください。

【伊藤総務課長】 三宅支庁総務課、伊藤です。

業者の育成という問題は、これから島を安定的に守っていくためには必要なことだとは、おっしゃるとおりだと思います。

直接その業者の支援は現時点では考えているところではないのですが、繰り返しとなりますが、それぞれの業者がその時々で自分の能力を発揮できるように、支庁としてできることは、なるべくとりやすいように、こちらも発注時期を平準化するとかそういったことで、まずは対応していきたいと思っております。以上です。

【若林部会長】 小見委員、お願いします。

【小見委員】 結局、先ほど実際下請をとられているのは内地のほうということで。ただ、入札の条件で、原則として三宅島支庁管内に事業所を有する業者を優先して指名すると書いてあるので、例えばよくある話ですが、内地のほうが大きな業者なのですが、結局この条件があるから地元がとって、下請に出して、そちらのほうは業者としては大きいみたいなことが。この手のものはよくありますが、これも実態としてはそういうことが起きているのでしょうか。

【伊藤総務課長】 三宅支庁総務課、伊藤です。

下請業者は内地の方が入ってくる。それは受注業者と下請業者との契約になりますので、下請会社のほうが大きいというケースももしかしたら、多分あるかとは思っております。ただ、島内の業者を優先的に指名しているという背景には、島のことを熟知している業者にまずはやってほしいというような思いもありますので、下請とは言いつつ、当たり前ではありますが、統括的なことについては受注業者がやるというふうにさせてもらっております。以上です。

【小見委員】 場合によってはこの優先するというのをやや緩和すれば、もう少し門戸が開かれる可能性もあるとは思いますが。ただ、御説明ありましたように、島のことをよくわかっているという意味では、それもやむを得ない部分もあるかと思っておりますので、難しいかともいれませんが、一応、そういうところも今後、柔軟にお考えいただきたいと思っております。以上です。

【若林部会長】 追加の御意見、御質問のある委員の方、よろしいでしょうか。

【庄司企画計理課長代理】 企画計理課庄司です。よろしく申し上げます。

先ほどの説明で1点補足させていただきますと、一応、希望としては島外業者も希望ができる状況になっておりまして、あくまでも希望者の中で島内業者を優先するものとして選定しております。以上です。

【若林部会長】 ありがとうございます。小見委員、よろしいでしょうか。

【小見委員】 はい。

【若林部会長】 ではここで、一旦本議案についてのまとめに入りたいと思っております。運用状況等について、意見具申するかどうか、委員の皆さんの御意見、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【若林部会長】 そうしましたら御意見等ないようですので、入札及び契約手続等が適正に運用されていると確認し、特に改善に関する具申は行わないこととさせていただきます。

では、総務局の皆様、ありがとうございました。御退室をお願いいたします。

(総務局退室)

【若林部会長】 それでは以上により、令和2年度第1及び第3四半期の契約工事にかかる審議を終了しますが、各事案の審議結果について、再度確認をさせていただきます。事務局が記録していただいていると思いますので、要点の御説明、お願いいたします。

【武田電子調達課長】 電子調達担当の武田と申します。

長時間にわたりまして、御審議いただき、ありがとうございました。本日は6件の議案について御審議をいただきました。全ての事案につきまして、適正に入札手続等のルールに沿って運用がなされており、意見はないというふうに確認をいただいたということだと認識をしております。

個別の案件につきまして、簡単に振り返りをさせていただきます。

まず1件目の村山貯水池の事案でございますが、これにつきましては、低入調査についてやりとりがあったと認識をしております。低入調査の方法等については制度部会、全体会等で意見交換してもいいのではないかと御示唆をいただいたと認識しております。

また、この契約は契約変更を何回かやっております、契約変更の中で若干、安全対策で費用がかかっている理由についても、いろいろ質疑応答をさせていただいたという認識をしております。

【木下委員】 済みません、予定時間がだいぶ過ぎておりますので手短でお願いいたします。

【武田電子調達課長】 申し訳ございません。

2件目の下水道局の光ファイバーの案件についてでございますが、光ファイバーのシステムについて、導入段階から多くの事業者が参加できるような標準的な仕様等を検討すべきだという御意見をいただいたところでございます。

3件目につきましては、道路の舗装工事ということで御審議をいただきました。ここにつきましても、住民の方々から申し出が出されなかった理由などを議論させていただきましたが、今後も同様な案件が出てきたときの対応策などについて、十分なコミュニケーションをとりながら対応をしていくということをお話させていただき、特に御意見等はなかったと認識をしております。

4件目のバスの屋上設置につきましては、1者で長期にわたって受注している状況について、いろいろとやりとりをさせていただきましたが、その中で、手続等に時間がかかって厳しいという状況もあり、費用的にも事業者にメリットがないというところもある中ではございますが、今後もう少し門戸を広げるということを含めて、競争性を確保するために、



ほかの事業者に声をかけて見積もりをとっていくなど対応していくという話がありました。

5件目の信号機の移設の案件につきましては、なぜこの案件1件だけでやったのかという理由の確認があり、今後、関係する機関が互いに連携を密にしてみちづくりを行っていかなければならないということをお話をさせていただいたところでございます。

最後の、6件目の島の復旧治山工事につきましては、いろいろ島の事情はわかるのですが、辞退の業者さんもいるということですので、競争性を確保するために何らかの方法を考えていくべきだという御意見をいただいたところでございます。

簡単ではございますが、以上となります。

【若林部会長】 ありがとうございます。本日の審議の終了予定時間が12時と承っているのですが、木下委員、お時間大丈夫でしょうか。

では、審議結果は以上のようなことで、委員の皆さん、よろしいでしょうか。もし追加で何か御意見等ありましたら、今、よろしく願いいたします。

(異議等なし)

【若林部会長】 よろしいですか。では特に追加の御意見がありませんので、先ほど申し上げた内容で審議結果を確定させていただきたいと思えます。

ただいまの御報告について、御質問等ございませんでしょうか。

(異議等なし)

【若林部会長】 それでは本日、予定されておりました議事は全て終了です。最後に何か御発言等、ございますでしょうか。

(なし)

【若林部会長】 よろしいでしょうか。それでは事務局に進行をお返しします。よろしく願いいたします。

【新田見契約調整担当部長】 ありがとうございます。

それでは以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきます。委員の皆様方には、本日はリモートで長い時間にわたり、御審議をいただきまして、どうもありがとうございます。また、皆様には今後も引き続き、お忙しい中恐縮でございますが、御協力をいただくこととなりますが、よろしく御指導のほど、お願い申し上げます。

本日はまことにありがとうございました。

— 了 —